

資料7

その他の論点について

① 退職年金受給資格について

退職年金受給資格について

現行制度

在職期間が12年以上であること。

方向性

○平成18年の検討会において整理した考え方は、下記のとおりである。

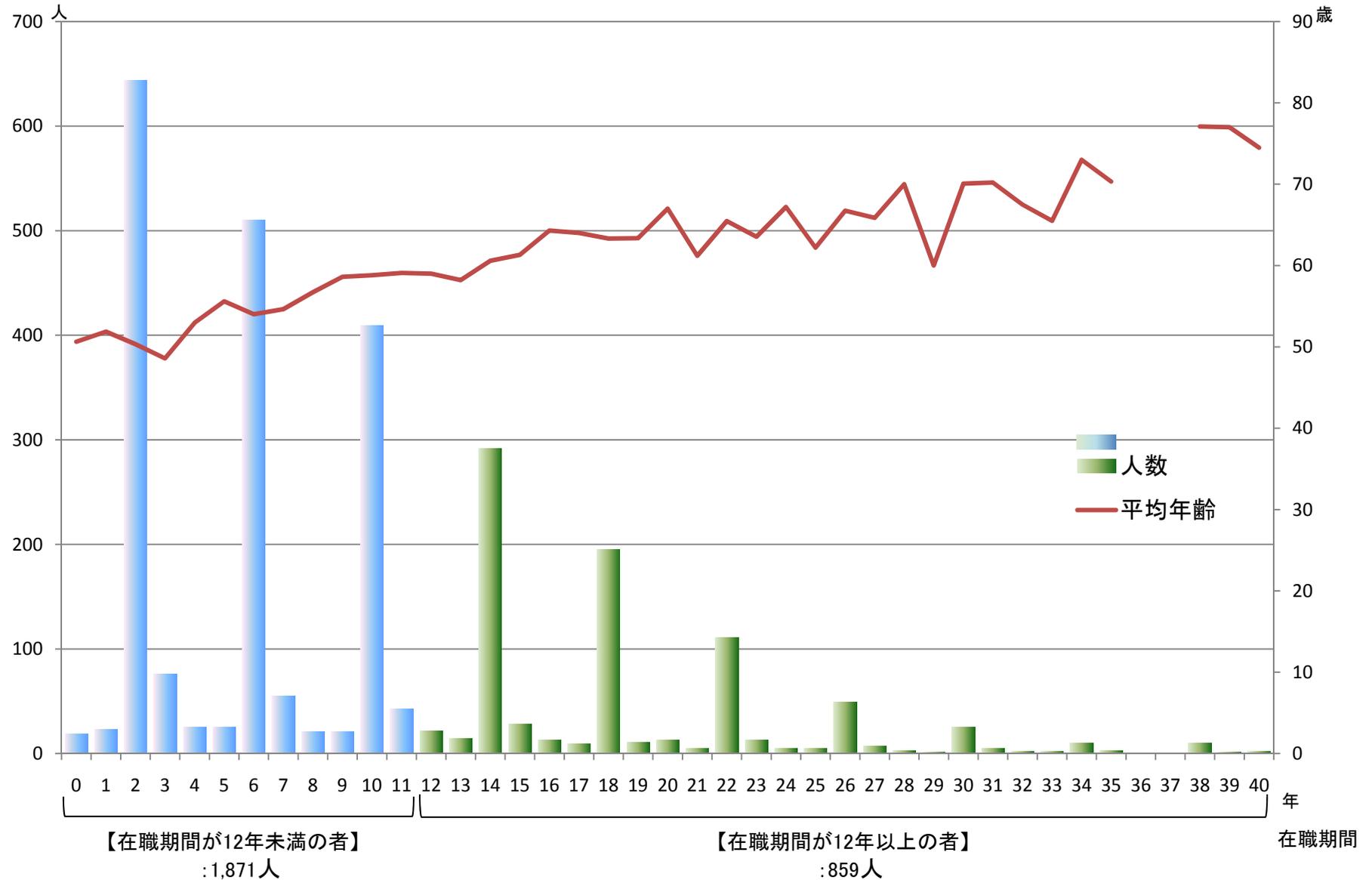
○今回の検討会においても、平成18年の検討会と同様の考え方により、見直しはしないこととしてはどうか。

- ・ 地方議会議員年金の受給資格要件である在職年数は12年とされているが、給付の見直しという観点からは、年金受給資格要件を12年より長い期間とすることも考えられる。
- ・ しかしながら、年金受給資格要件の延長は、退職一時金支出の増加を招き、特に年金財政の状況が厳しい今後10年間の収支を悪化させ、更に追加的な対応策が必要となる可能性がある。
- ・ また、年金受給資格要件を延長すれば、結果として、地方議会議員の在職期間が長くなることも予想される。
- ・ 以上のことから、年金受給資格要件については、見直しを行わないこととする。

出典：地方議会議員年金制度検討会報告書(平成18年2月)

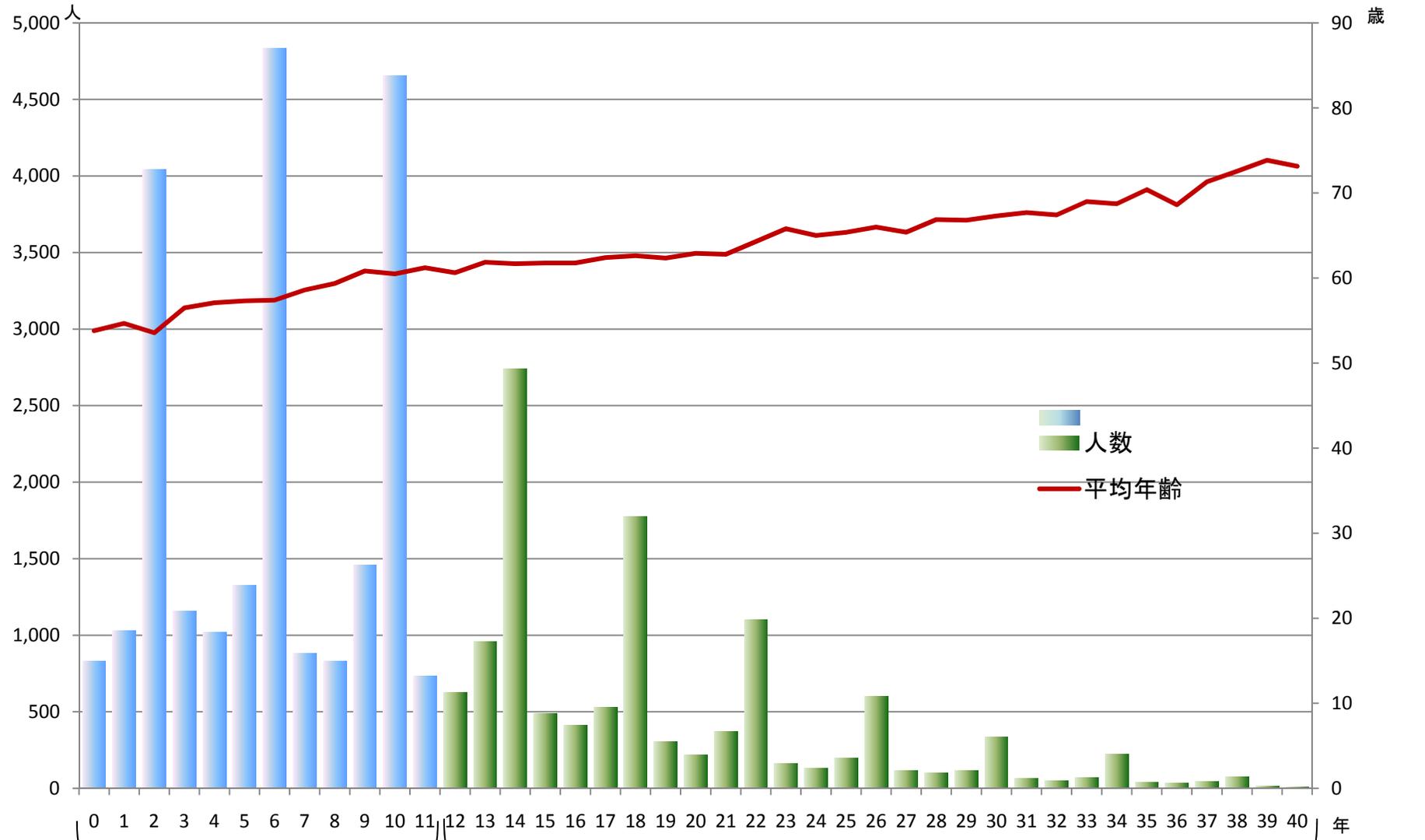
現会員の状況(在職期間別)

【在職期間別の現会員の状況(都道府県議員共済会)】 (平成21年5月31日現在・共済会調べ)



現会員の状況(在職期間別)

【在職期間別の現会員の状況(市及び町村議員共済会)】 (平成21年5月31日現在・共済会調べ)



【在職期間が12年未満の者】
:22,805人

【在職期間が12年以上の者】
:11,976人

在職期間

② 遺族年金の支給率の見直しについて

遺族年金の支給率の見直しについて

現行制度

- 地方議会議員として在職12年以上の者が死亡したとき、または、退職年金を受けている者が死亡したときに、その者の遺族に支給。
- 支給額は、退職年金の1/2に相当する額。

方向性

- 平成18年の検討会において整理した考え方は、下記のとおりである。
- 今回も、同様の考え方により、遺族年金の支給率の2分の1については、見直しはしないこととしてはどうか。

- ・ 遺族年金の額は、退職年金の2分の1に相当する額とされているが、給付の見直しという観点からは、遺族年金の支給率を引き下げられることも考えられる。
- ・ しかしながら、遺族年金の支給率は、厚生年金等における遺族年金の支給率が4分の3であることと比べて、既に低い水準にある。
- ・ また、今回の対応策の内容である退職年金の引下げは、将来的な遺族年金の引下げ効果を有することから、遺族年金の支給率については、見直しを行わないこととする。

出典：地方議会議員年金制度検討会報告書(平成18年2月)

③ 退職一時金の見直しについて

④ 退職年金の支給開始年齢の 見直しについて

退職年金の支給開始年齢の見直しについて

現行制度

65歳以上であること。

ただし、次の経過措置が設けられている。

- I) 昭和61年3月31日以前の議員歴のある者：**55歳**
- II) 昭和61年4月1日～平成7年3月31日の間に新たに議員となった者：**60歳**
- III) 平成7年4月1日以降新たに議員になった者であって、
 - ・ 昭和20年4月1日以前生まれの者：**62歳** ^(※)
 - ・ 昭和20年4月2日～昭和22年4月1日生まれの者：**63歳**
 - ・ 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日生まれの者：**64歳**

(※)公的年金とは異なり、昭和18年4月1日以前生まれの者に係る経過措置がないのは、昭和18年4月1日生まれの者であって平成7年4月1日以降新たに議員となる者が、在職12年で年金受給資格を得るのは、早くとも64歳であるため。

(参考)公的年金における支給開始年齢

- ・ 昭和16年4月2日～昭和18年4月1日生まれの者：**61歳**
- ・ 昭和18年4月2日～昭和20年4月1日生まれの者：**62歳**
- ・ 昭和20年4月2日～昭和22年4月1日生まれの者：**63歳**
- ・ 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日生まれの者：**64歳**
- ・ 昭和24年4月2日以後生まれの者：**65歳**

方向性

- 地方議会議員年金は、本人の意思にかかわらず選挙により制度への加入・脱退が行われるため、会員の議員歴に基づく経過措置を規定している。
- このため、公的年金の支給開始年齢とは異なる者が存在するが、見直しの対象となる者は極めて少数である一方で、見直しの対象となる者にとって年金受給の期待権を著しく害することや、見直しによる財政効果がほとんど考えられないことから、見直しはしないこととしてはどうか。

退職年金の支給開始年齢の見直しについて

- 昭和61年4月1日～平成7年3月31日の間に議員となった者について、仮に支給開始年齢を公的年金並みに引き上げることとした場合における引上げの対象者数は、少数にとどまることが予想されることから、見直しによる効果額はあまり期待できない。

【若年停止者数年齢別内訳(市共済会調べ・平成21年5月末時点)】

昭和61年4月1日 から平成7年3月31日まで に議員となった者	平成7.3.31時点	平成23.4.1時点	現行制度における 支給開始年齢	改正後の 支給開始年齢(※)	対象人数
昭和 21.4.2 ~ 22.4.1 生まれの者	48歳	64歳	60歳		
昭和 22.4.2 ~ 23.4.1 生まれの者	47歳	63歳	60歳		
昭和 23.4.2 ~ 24.4.1 生まれの者	46歳	62歳	60歳		
昭和 24.4.2 ~ 25.4.1 生まれの者	45歳	61歳	60歳		
昭和 25.4.2 ~ 26.4.1 生まれの者	44歳	60歳	60歳		
昭和 26.4.2 ~ 27.4.1 生まれの者	43歳	59歳	60歳	60歳	109
昭和 27.4.2 ~ 28.4.1 生まれの者	42歳	58歳	60歳	60歳	96
昭和 28.4.2 ~ 29.4.1 生まれの者	41歳	57歳	60歳	60歳	64
昭和 29.4.2 ~ 30.4.1 生まれの者	40歳	56歳	60歳	60歳	63
昭和 30.4.2 ~ 31.4.1 生まれの者	39歳	55歳	60歳	60歳	55
昭和 31.4.2 ~ 32.4.1 生まれの者	38歳	54歳	60歳	60歳	45
昭和 32.4.2 ~ 33.4.1 生まれの者	37歳	53歳	60歳	61歳	29
昭和 33.4.2 ~ 34.4.1 生まれの者	36歳	52歳	60歳	61歳	17
昭和 34.4.2 ~ 35.4.1 生まれの者	35歳	51歳	60歳	62歳	18
昭和 35.4.2 ~ 36.4.1 生まれの者	34歳	50歳	60歳	62歳	12
昭和 36.4.2 ~ 37.4.1 生まれの者	33歳	49歳	60歳	63歳	20
昭和 37.4.2 ~ 38.4.1 生まれの者	32歳	48歳	60歳	63歳	5
昭和 38.4.2 ~ 39.4.1 生まれの者	31歳	47歳	60歳	64歳	7
昭和 39.4.2 ~ 40.4.1 生まれの者	30歳	46歳	60歳	64歳	5
昭和 40.4.2 ~ 41.4.1 生まれの者	29歳	45歳	60歳	65歳	4
昭和 41.4.2 ~ 42.4.1 生まれの者	28歳	44歳	60歳	65歳	1
昭和 42.4.2 ~ 43.4.1 生まれの者	27歳	43歳	60歳	65歳	5
昭和 43.4.2 ~ 44.4.1 生まれの者	26歳	42歳	60歳	65歳	1
昭和 44.4.2 ~ 45.4.1 生まれの者	25歳	41歳	60歳	65歳	0
昭和 45.4.2 ~ 46.4.1 生まれの者	24歳	40歳			
昭和 46.4.2 ~ 47.4.1 生まれの者	23歳	39歳			
昭和 47.4.2 ~ 48.4.1 生まれの者	22歳	38歳			

議員年金受給開始直前の年代

引上げ対象者
124人

議員年金の受給要件を満たす最後の年代

(※) 公的年金における支給開始年齢の引上げと同様のスケジュールとした場合。(法施行後6年間は支給開始年齢を据置き、その後段階的に引上げ。)

退職年金の支給開始年齢の見直しについて

- 昭和61年3月31日までに議員となった者について、仮に、支給開始年齢を公的年金並みに引き上げることとする場合に、実際に支給開始年齢が引き上げられる者は存在しない。

【若年停止者数年齢別内訳(市共済会調べ・平成21年5月末時点)】

昭和61年3月31日以前に在職していた者	昭和61.3.31時点	平成23.4.1時点	現行制度における支給開始年齢	改正後の支給開始年齢(※)	対象人数
昭和 21 .4.2 ~ 22 .4.1 生まれの者	39歳	64歳	55歳		
昭和 22 .4.2 ~ 23 .4.1 生まれの者	38歳	63歳	55歳		
昭和 23 .4.2 ~ 24 .4.1 生まれの者	37歳	62歳	55歳		
昭和 24 .4.2 ~ 25 .4.1 生まれの者	36歳	61歳	55歳		
昭和 25 .4.2 ~ 26 .4.1 生まれの者	35歳	60歳	55歳		
昭和 26 .4.2 ~ 27 .4.1 生まれの者	34歳	59歳	55歳		
昭和 27 .4.2 ~ 28 .4.1 生まれの者	33歳	58歳	55歳		
昭和 28 .4.2 ~ 29 .4.1 生まれの者	32歳	57歳	55歳		
昭和 29 .4.2 ~ 30 .4.1 生まれの者	31歳	56歳	55歳		
昭和 30 .4.2 ~ 31 .4.1 生まれの者	30歳	55歳	55歳		
昭和 31 .4.2 ~ 32 .4.1 生まれの者	29歳	54歳	55歳	55歳	8
昭和 32 .4.2 ~ 33 .4.1 生まれの者	28歳	53歳	55歳	55歳	3
昭和 33 .4.2 ~ 34 .4.1 生まれの者	27歳	52歳	55歳	55歳	1
昭和 34 .4.2 ~ 35 .4.1 生まれの者	26歳	51歳	55歳	55歳	0
昭和 35 .4.2 ~ 36 .4.1 生まれの者	25歳	50歳	55歳	55歳	0
昭和 36 .4.2 ~ 37 .4.1 生まれの者	24歳	49歳			
昭和 37 .4.2 ~ 38 .4.1 生まれの者	23歳	48歳			
昭和 38 .4.2 ~ 39 .4.1 生まれの者	22歳	47歳			
昭和 39 .4.2 ~ 40 .4.1 生まれの者	21歳	46歳			
昭和 40 .4.2 ~ 41 .4.1 生まれの者	20歳	45歳			
昭和 41 .4.2 ~ 42 .4.1 生まれの者	19歳	44歳			
昭和 42 .4.2 ~ 43 .4.1 生まれの者	18歳	43歳			
昭和 43 .4.2 ~ 44 .4.1 生まれの者	17歳	42歳			
昭和 44 .4.2 ~ 45 .4.1 生まれの者	16歳	41歳			
昭和 45 .4.2 ~ 46 .4.1 生まれの者	15歳	40歳			
昭和 46 .4.2 ~ 47 .4.1 生まれの者	14歳	39歳			
昭和 47 .4.2 ~ 48 .4.1 生まれの者	13歳	38歳			

議員年金受給開始直前の年代

引き上げ対象者
0人

議員年金の受給要件を満たす最後の年代

(※) 公的年金における支給開始年齢の引き上げと同様のスケジュールとした場合。(法施行後6年間は支給開始年齢を据置き、その後段階的に引き上げ。)

⑤ 被用者年金との重複期間を有する場合
の退職年金の控除割合の見直しについて

被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合の見直しについて

現行制度

被用者年金との併給を受ける場合には、被用者年金との重複期間について、退職年金の額を40%（※）（公費相当）控除する。

$$\text{控除額} = \text{退職年金の年額の計算式により算出した額} \times \frac{\text{重複期間}}{\text{在職期間}} \times \frac{40 (\text{※})}{100}$$

（※）平成15年度より前の期間は25%

方向性

○平成18年の検討会において整理した考え方は、下記のとおりである。

○今回の「給付と負担の見直し案」によると、公費負担率は、合併特例措置を含めた場合、A案で49.9%、B案で57.4%となり、また、合併特例措置を除いた場合、A案・B案のいずれも約40%となるが、今回も、同様の考え方により、控除割合について見直しはしないこととはどうか。

- ・ 控除割合については、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会においては、市町村合併の影響に対応するための負担金が措置されている期間は、公費負担率が40%台後半となることを見込まれることから、実態に合わせて割合を引き上げることも考えられる。
- ・ しかしながら、市町村合併の進展に伴う影響に対する時限措置の期間における公費負担率の上昇は、市町村合併の影響に対応するための措置を行った結果であることから、当該措置まで含めて公費相当部分の控除を実施することは、当該措置の趣旨から妥当ではない。
- ・ 当該措置を除いた市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の公費負担率は40%を下回る見通しであり、また、都道府県議会議員共済会の公費負担率も40%程度にとどまる見通しであることから、控除割合は40%にとどめることとする。

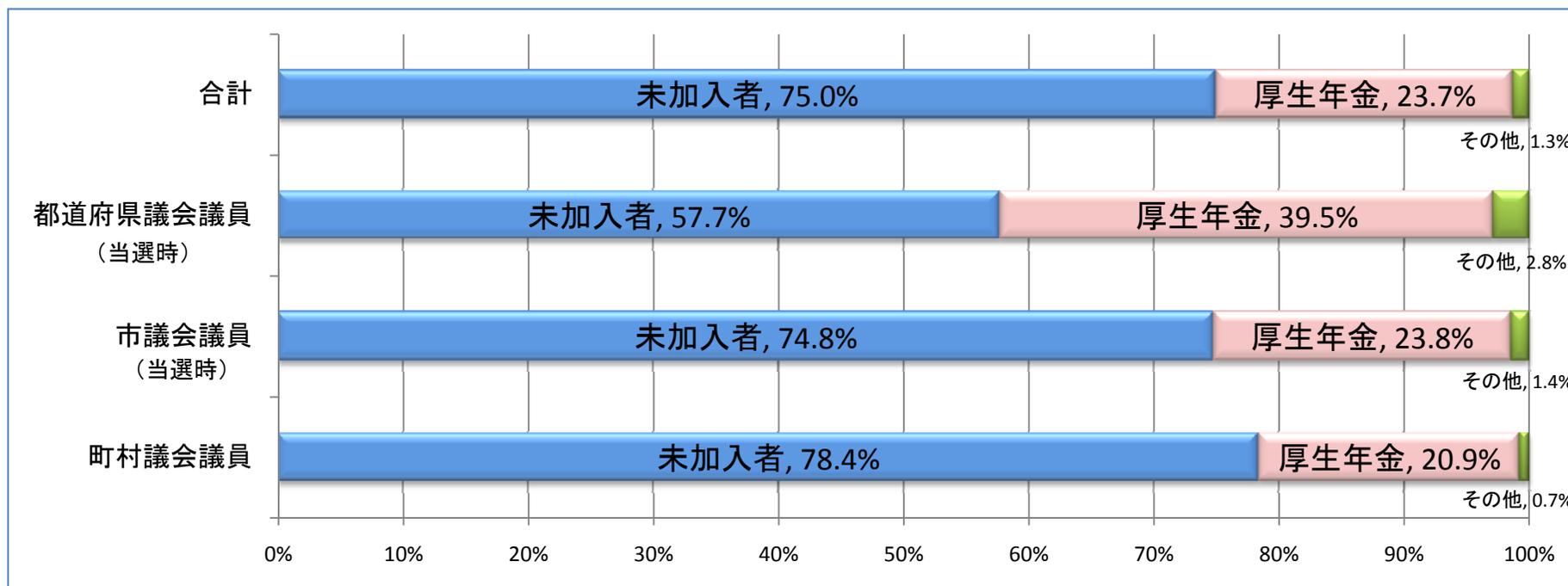
出典：地方議会議員年金制度検討会報告書(平成18年2月)

議員年金と被用者年金について

- 議員年金の現会員のうち約4分の3は、被用者年金に加入していない中で、議員年金の役割をどう考えるか。
- 被用者年金に加入していない者は、都道府県議会議員よりも市町村議会議員の方がその割合が高い。
- なお、被用者年金との併給を受ける場合は、議員年金額の4割(公費相当分)が控除される仕組みとなっている。

【現会員の被用者年金加入者の状況】

(平成17年8月31日現在)



出典:平成18年実態調査(都道府県議会共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会)

※都道府県議会議員及び市議会議員については、当選時における被用者年金の加入状況であり、町村議会議員については、平成17年8月31日現在における被用者年金の加入状況である。

※「その他」は、「旧船員保険法」、「地方公務員等共済組合法」、「私立学校共済組合法」、「国家公務員等共済組合法」又は「農林漁業団体職員共済組合法」に基づく年金である。

【被用者年金との重複期間の控除】

$$\text{控除額} = \text{退職年金の年額の計算式により算出した額} \times \frac{\text{重複期間}}{\text{在職期間}} \times \frac{40}{100} (\text{※})$$

(※)平成15年度より前の期間は25

⑥ 積立金の運用について

積立金の運用について

現行制度

共済会の積立金(業務上の余裕金)については、総務省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならないとされている。(地方公務員等共済組合法第157条)

(参考)

◆地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)

(余裕金の運用)

第百五十七条 共済会の業務上の余裕金は、総務省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

(借入金の制限)

第百五十六条の五 共済会は、借入金をしてはならない。ただし、共済会の目的を達成するために必要な場合において、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

◆地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)

(資金の運用)

第十四条 地方議会議員共済会(以下「共済会」という。)の業務上の余裕金は、次に掲げる方法により運用するものとする。

- 一 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第一条第一項に規定する金融機関への預金
- 二 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。)への信託
- 三 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他確実と認められる有価証券の取得
- 四 不動産の取得
- 五 地方議会議員を被保険者とする生命保険(被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。)の保険料の払込み

2 略

方向性

- 給付と負担の見直しをした場合においても、特に、平成23年度においては、市及び町村共済会の積立度合が極端に低くなることが予想されているが、退職者の数によっては、年度途中の支給月に資金ショートする可能性も全く否定することはできないところ。
- このような場合において、共済会の積立金(業務上の余裕金)の運用として、共済会間で一時的な資金の貸し借りができるようにすべきか。